



3月に日本の大学を卒業して、4月から日本の会社で働いています。会社で厚生年金に加入した後、年金事務所から2年間の国民年金保険料が未納（＝払っていない）というお知らせが届きました。学生の期間は国民年金が免除される（＝払わなくても良い）と思っていました。なぜこのようなお知らせが届くのでしょうか？



日本国内に住んでいる人は（どの国籍の人でも）、20歳になったら国民年金に加入して、保険料を払わないといけません。学生は、「学生納付特例制度」で保険料の支払いの猶予を受けること（＝今払わなくても良くなること）ができます。しかし、申請する必要があります。学生の時に猶予の申請をしていなかったため、その期間が未納になっているかもしれません。

保険料の支払い期限から2年を過ぎていない期間は（申請する時から2年1カ月前まで）、さかのぼって猶予の申請をする（＝過去の2年分を払わなくても良いように申請する）ことができます。住んでいるまち（市区町村）の役場の国民年金担当窓口、年金事務所又は学校などで申請できます。手続きについては、日本年金機構のホームページからご確認ください。



### ちゅうい てん 注意する点

- 学生納付特例は、**年度（4月から次の年の3月まで）ごとに申請してください。**  
※複数の年度の申請を同じ時にする場合は、年度ごとの申請書（＝2枚以上）を出してください。
- 支払い期限から**2年を過ぎた未納となっている期間**については、**払うことができません。**
- 未納の期間がある場合**、将来の在留期間更新や永住許可申請などの**入管手続きに影響する可能性**があります。



### さんこうしりょう 参考資料

こくみんねんきんほけんりょう がくせいのうふとくれい もうしこみ  
**国民年金保険料 学生納付特例の申請について**

にほん ねんきん きこう  
**日本年金機構**

げんご  
言語：

にほんご えいご ちゅうごくご かんこくご  
日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、スペイン語を含む15か国語



### と あ さき 問い合わせ先

たげんご たいおう でんわそうだんまどぐち  
**多言語対応の電話相談窓口**

にほん ねんきん きこう  
**日本年金機構**

げんご  
言語：

えいご ちゅうごくご かんこくご  
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語

